



大崎市役所

○宮城県告示第六百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定したので告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石巻北インター線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
石巻市蛇田字東道下二八番一地从先から 同市蛇田字東道上一四七番地先まで	二六・〇 五一・三	三四三・〇

○宮城県告示第六百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大島浪板線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
気仙沼市磯草四六番一地从先から 同市大浦無番地先まで	前A	五・〇	三、一八〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分を	
	後A	五・〇	三、一八〇・〇		

B 一一・〇、三、六九〇・〇 いう。

○宮城県告示第六百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	北上津山線	石巻市北上町橋浦字南釜谷崎無番地先から 同市北上町橋浦字上大須無番地先まで	平成二十五年 七月二十三日

○宮城県告示第六百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	北上河北線	石巻市北上町橋浦字上大須無番地先から 同市北上町橋浦字上大須無番地先まで	平成二十五年 七月二十三日
県道	北上河北線	石巻市北上町橋浦字上大須無番地先から 同市中野字鳥越前無番地先まで	平成二十五年 七月二十三日